厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

社保審－介護給付費分科会	資料３
第277回（R８.11.26）	

住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方
（訪問介護）
（改定の方向性）

厚生労働省 老健局
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

これまでの分科会における主なご意見

※第256回以降の介護給付費分科会でいただいたご意見について事務局の責任で整理したもの

＜住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について＞

（入居者への居宅サービス等の報酬の在り方について）

○ホーム居住者への訪問割合が極めて多い事業所のサービスの適正化の観点、また特定施設への移行を選択肢の一つとしながら、制度上、不均衡が生じないよう対応する必要がある。

○一部の事業者において効率的に利潤を追求するようなビジネスモデルを構築しているところもあることから、明確な基準の設定など、いわゆる「囲い込み」対策のための検討についても継続していただきたい。

○自宅等で居住している方へのサービス提供を行っている事業所との移動の手間の違いが大きいことに加え、過剰なサービス提供を防止するためにも、その実態を踏まえてさらなる適正化を図ることの検討が必要。

○制度の持続可能性を高めていく観点から、同一建物減算の算定の有無別の収支差率や他のサービス事業所との併設・隣接状況、あるいは地域の実情等を踏まえながら、同一建物減算のさらなる適正化を検討いただきたい。

○経営実態やサービス提供実態を丁寧に把握し、報酬の適正化を検討する方向には強く賛同する。利用者のニーズに応じた適切なサービスを提供し、中重度者をしっかりと支えている事業所が不利益を被ることのないよう、きめ細かなデータに基づく検討を求める。

○本来、介護保険給付は要介護度の維持や悪化の防止に資するということをもって行うのが望ましい。その観点から、同一建物減算の対象となった事業者のサービス提供や利用者の実態をより精緻に分析していただきたい。

○利用者の状態にかかわらず、一律全ての利用者に１日複数回以上の訪問介護が行われている場合には、自治体が保険者として指導や監査を行う仕組みとすべきじゃないか。

○介護・看護事業所において、より広域に地域貢献しながら活動できるよう、同一敷地内の居住施設にのみ訪問する形態を禁じてはどうか。同様に、居住施設入居者のみが通う敷地内デイサービスも地域からの利用者を受け入れることを義務づけることで、地域に開かれた施設として利用者が第三者評価としての機能も持てるのではないか。

○例えば、特定事業所加算を算定している訪問介護事業所におけるサービス提供においては、集合住宅減算の廃止や緩和を検討すべき。過剰サービス、「囲い込み」に対するペナルティーについては、契約書や運営マニュアルの点検を重点的に行うほうが即効性があるのではないか。

１．これまでの分科会における主なご意見

２．論点及び対応案

住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方

論点：訪問介護における住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方・・・・・・・・・６

R6改定

4.（1）①　訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し①

社保審－介護給付費分科会	資料１
第259回（R８.６.29）	

概要

【訪問介護】

○訪問介護において、同一建物等居住者へのサービス提供割合が多くなるにつれて、訪問件数は増加し、移動時間や移動距離は短くなっている実態を踏まえ、同一建物減算について、事業所の利用者のうち、一定割合以上が同一建物等に居住する者への提供である場合に、報酬の適正化を行う新たな区分を設け、更に見直しを行う。【告示改正】

単位数・算定要件等

＜改定前＞

減算の内容	算定要件
①10％減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）
②15％減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり50人以上の場合
③10％減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20人以上の場合）

＜改定後＞

減算の内容	算定要件
①10％減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く）
②15％減算	上記の建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり50人以上の場合
③10％減算	上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20人以上の場合）
④12%減算（新設）	正当な理由なく、事業所において、前６月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

R6改定

4.（1）①　訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し②

社保審－介護給付費分科会
第259回（R８.６.29）
資料１

改定前(例)

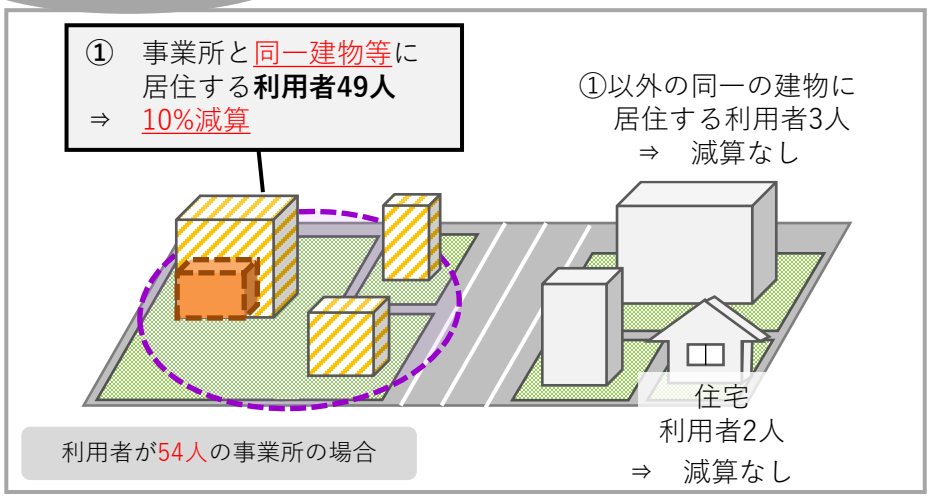

改定後(例)

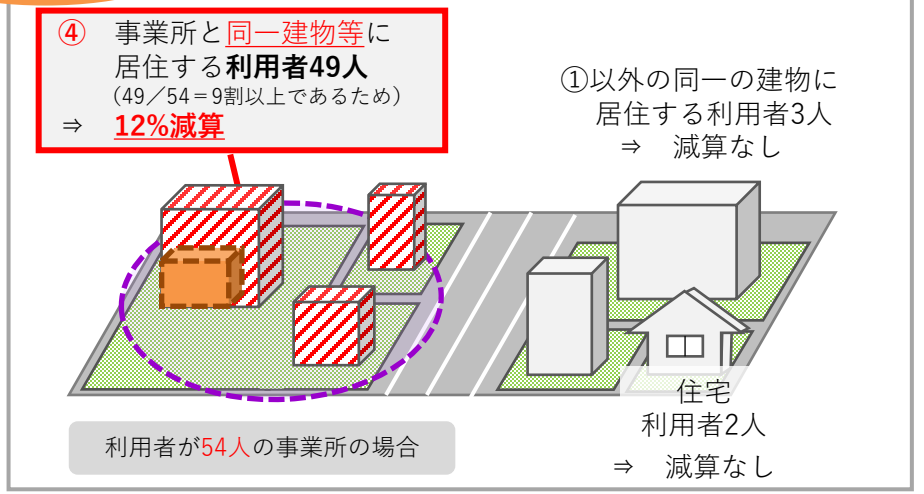

事業所と同一建物等に居住する利用者が50人以上の場合

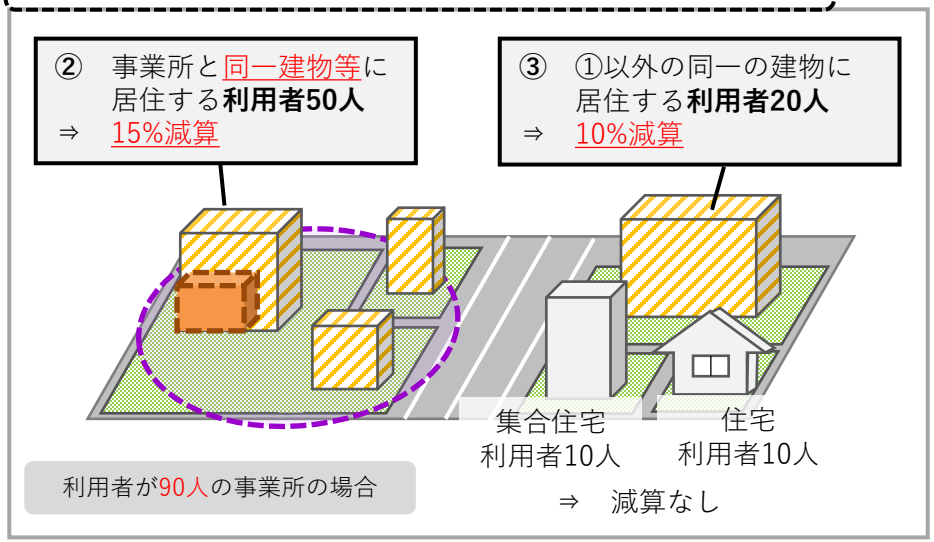

減算の内容	算定要件
10%減算	①：事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当する場合を除く。）
15%減算	②：事業所と同一敷地内または隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者の人数が１月あたり50人以上の場合
10%減算	③：上記①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が１月あたり20人以上の場合）
12%減算	④：正当な理由なく、事業所において、前６月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち，事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が100分の90以上である場合

脚注：訪問介護事業所　改定後に減算となるもの　令和６年度改定前の減算となるもの　減算とならないもの

同一建物減算の算定有無別の収支差率（令和７年度決算）

	全体	同一建物減算あり		減算なし	
			回答数		回答数
訪問介護	11.3%				
	（10%減算）	11.5%	243	11.1%	1,122
	（12%減算）	10.0%	125		
	（15%減算）	11.1%	14		
訪問入浴介護	5.1%	…	…	5.1%	417
訪問看護	8.5%	7.1%	72	8.8%	542
訪問リハビリテーション	6.1%	5.9%	42	6.9%	618
通所介護	1.4%	2.4%	184	1.2%	795
通所リハビリテーション	2.3%	4.4%	33	2.1%	485
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14.9%				
	（△600単位）	13.9%	198	13.0%	226
	（△900単位）	21.1%	32		
夜間対応型訪問介護	7.9%	…	…	7.7%	67
地域密着型通所介護	6.8%	6.3%	47	6.8%	518
認知症対応型通所介護	5.0%	4.4%	37	5.0%	476
小規模多機能型居宅介護	7.0%	8.2%	169	6.7%	865
看護小規模多機能型居宅介護	7.1%	7.2%	96	7.0%	323

※　同一建物減算の算定状況については、介護保険総合データベースにおける令和８年３月の給付実績情報を利用している。
※　集計対象数が10未満の場合は「…」と表章している。

【規模別】訪問回数における訪問介護事業所の収支状況

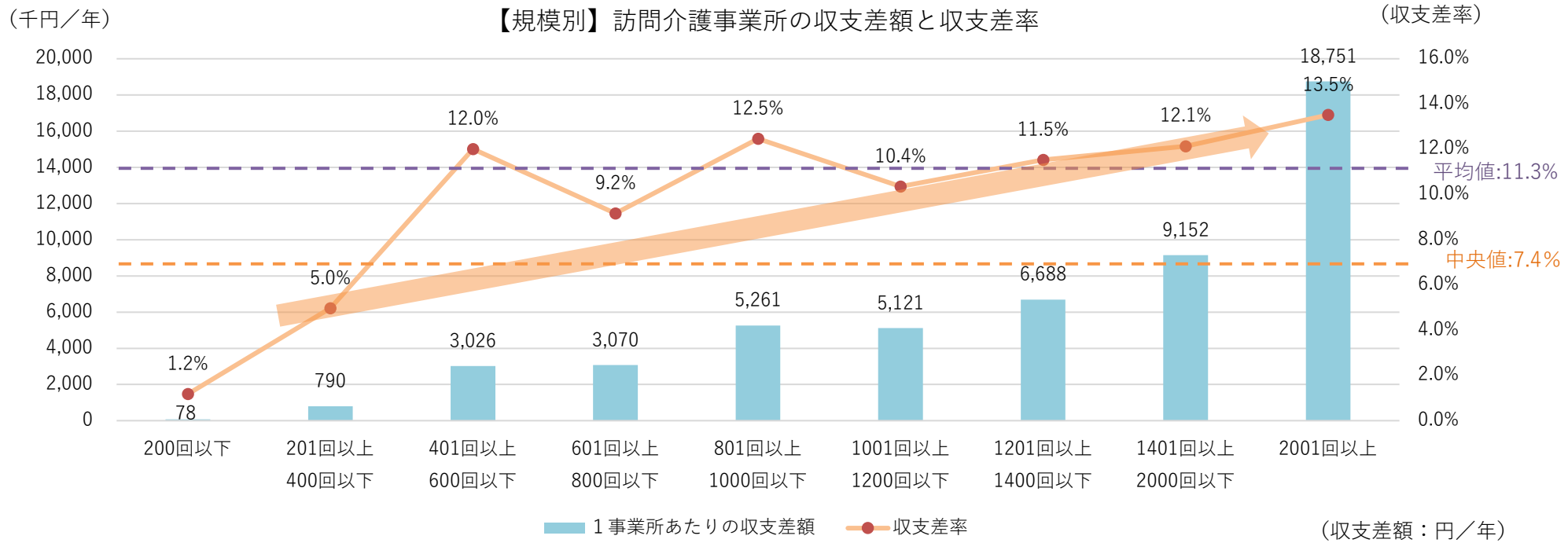

（収支差額：円／年）

	事業所数	１事業所あたりの訪問回数	１事業所あたりの収支差額	収支差率
200回以下	144	119	77,936	1.2%
201回以上400回以下	321	298	790,171	5.0%
401回以上600回以下	288	491	3,026,238	12.0%
601回以上800回以下	212	688	3,070,417	9.2%
801回以上1000回以下	129	891	5,260,974	12.5%
1001回以上1200回以下	75	1,089	5,121,242	10.4%
1201回以上1400回以下	53	1,288	6,687,656	11.5%
1401回以上2000回以下	120	1,671	9,152,432	12.1%
2001回以上	171	3,650	18,750,876	13.5%

（注）介護事業経営実態調査の収支差率は「物価高騰対策関連補助金を含まない税引き前収支差率」
【出典】厚生労働省「令和８年度介護事業経営実態調査」、介護保険総合データベースの任意集計（令和８年３月サービス提供分）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【住まい別】訪問回数における訪問介護事業所の収支状況

○同一建物減算ありの事業所の**収支差額及び収支差率**は、**訪問回数の増加に伴い上昇**する傾向にある。

○また、1,401回以上2,000回以下の区分と2,001回以上の区分では収支差率は同程度である一方、収支差額は2倍以上となっており、**事業所規模の拡大が収支差額の増加につながっている**ことがうかがえる。

○また、400回以下の小規模事業所については、収支額はマイナスとなっている。

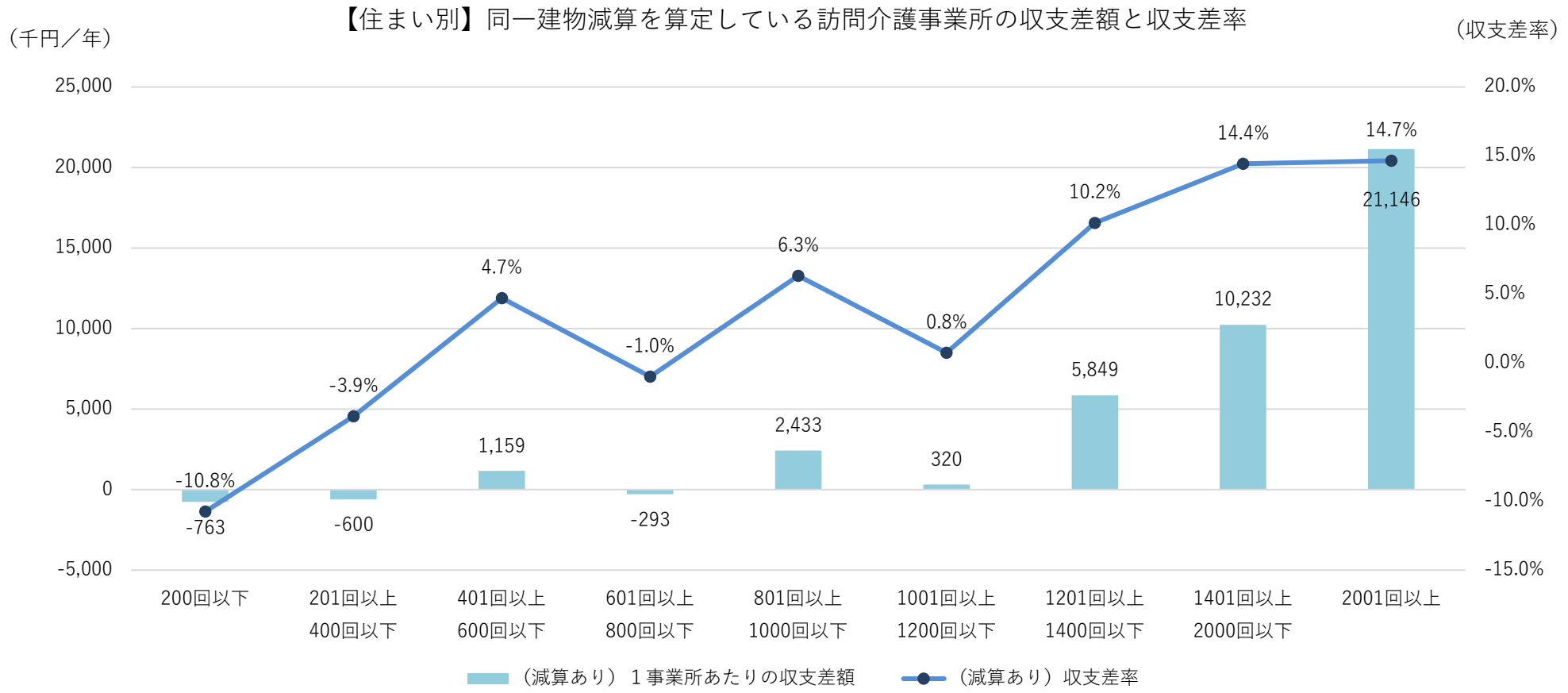

（注）介護事業経営実態調査の収支差率は「物価高騰対策関連補助金を含まない税引き前収支差率」
【出典】厚生労働省「令和８年度介護事業経営実態調査」、介護保険総合データベースの任意集計（令和８年３月サービス提供分）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【住まい別】給付費の分布

○１事業所あたりの給付費は訪問回数と正の相関がある。

○給付費の分布を見ると、**同一建物減算ありの訪問回数が2,001回以上の事業所は3,651事業所（10.3%）**であるが、**給付費では37.4%**を占めており、**給付費が訪問回数の多い一部の大規模事業所に集中している**。

【住まい別】訪問回数別の給付費の状況

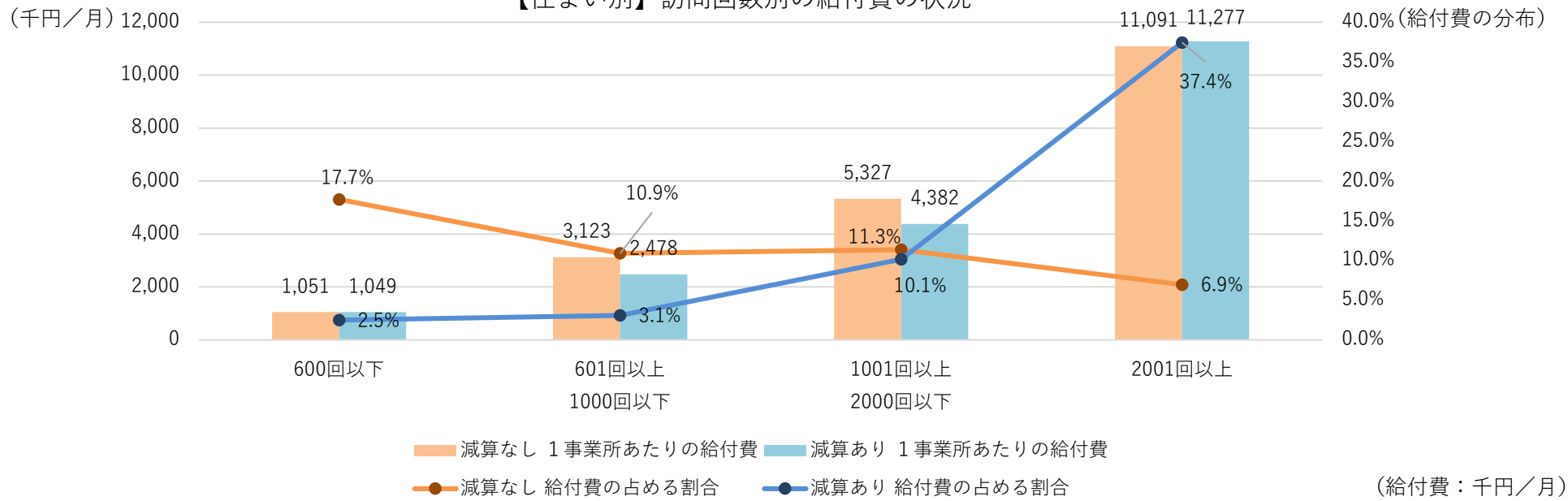

（給付費：千円／月）

		600回以下	601回以上1000回以下	1001回以上2000回以下	2001回以上
同一建物減算なし	事業所数	18,504	3,833	2,342	689
	事業所分布	52.1%	10.8%	6.6%	1.9%
	給付費額（合計）	19,447,149	11,970,145	12,475,204	7,641,670
	給付費の占める割合	17.7%	10.9%	11.3%	6.9%
	１事業所あたりの給付費	1,051	3,123	5,327	11,091
同一建物減算あり	事業所数	2,612	1,359	2,544	3,651
	事業所分布	7.4%	3.8%	7.2%	10.3%
	給付費額（合計）	2,738,836	3,367,708	11,148,100	41,172,936
	給付費の占める割合	2.5%	3.1%	10.1%	37.4%
	１事業所あたりの給付費	1,049	2,478	4,382	11,277

【出典】介護保険総合データベースの任意集計（令和７年10月サービス提供分）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【住まい別・規模別】常勤換算職員1人あたりの収入及び訪問回数

○常勤換算職員１人あたりの収入及び訪問回数は、同一建物減算の算定有無にかかわらず事業所規模の拡大に伴い増加する傾向にある。**同一建物減算ありの事業所**は、減算なしの事業所と比較して、**常勤換算職員１人あたりの収入が高く、平均収入では約150万円高い。**

○また、**同一建物減算なしの事業所**は減算ありの事業所と比較して、**訪問回数及び収入の伸びに限界**があり、そのため、**一定の収支額を確保する必要があることが想定**される。

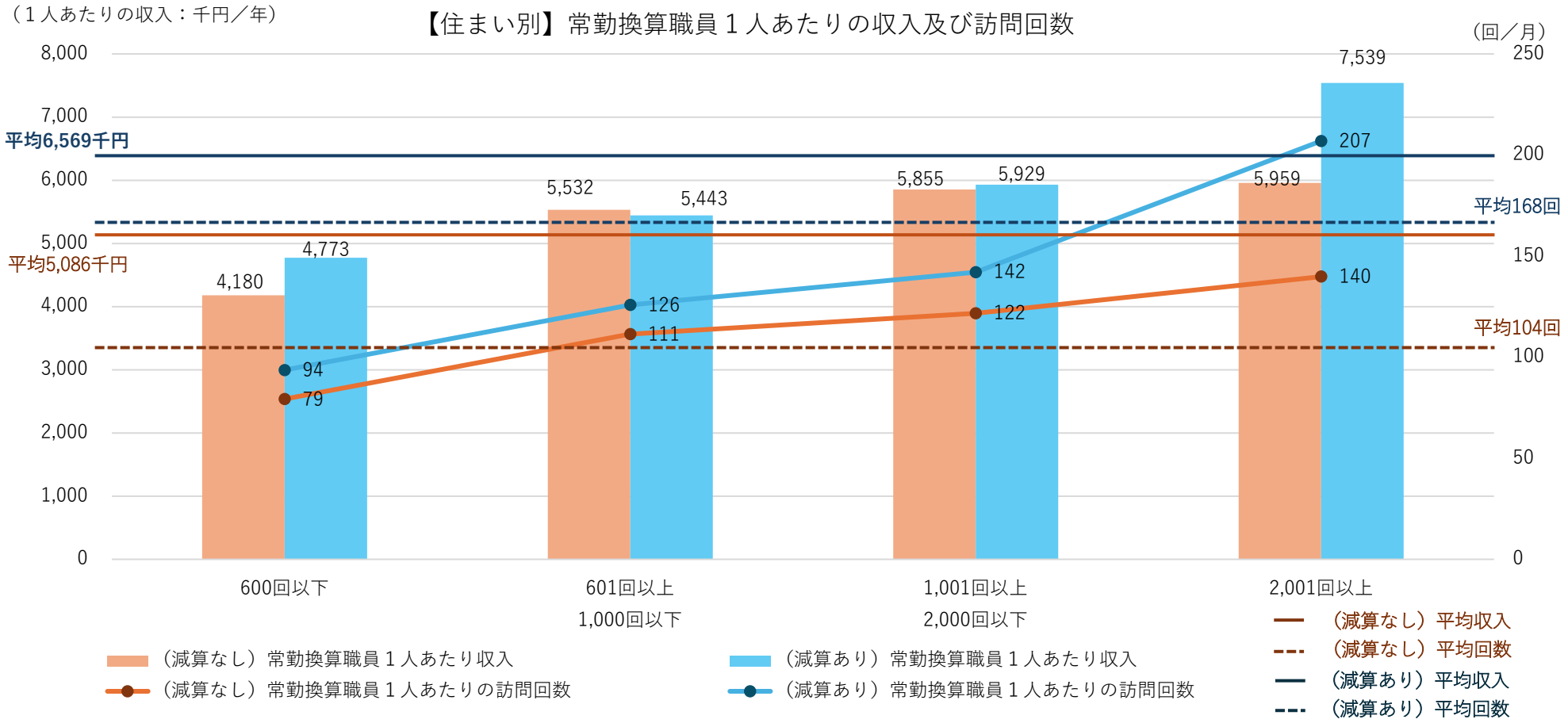

【出典】厚生労働省「令和８年度介護事業経営実態調査」、介護保険総合データベースの任意集計（令和８年３月サービス提供分）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【規模別】訪問介護の支出の状況

○支出状況をみると、いずれの区分においても令和５年度から令和８年度では訪問１回あたりの支出額が減少している。
規模別にみると、事業所規模が大きくなるほど常勤換算職員あたりの給与は増加する傾向にある。
○**訪問回数の増加**に伴い、１事業所あたりの**給与費は増加**している。
○**人件費率**は**規模が大きい事業所ほど低い**傾向にあり、**訪問回数が多い事業所**ほど給付費に占める**給与費の割合が低下**している。

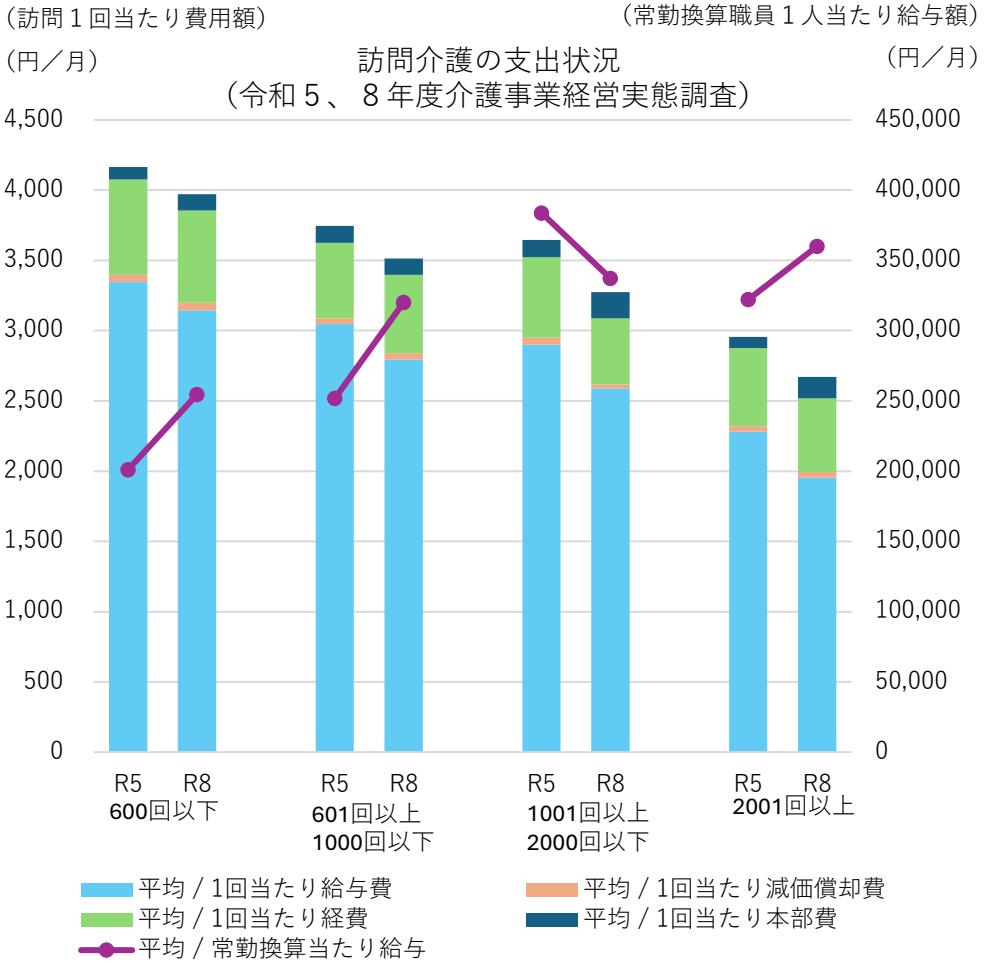

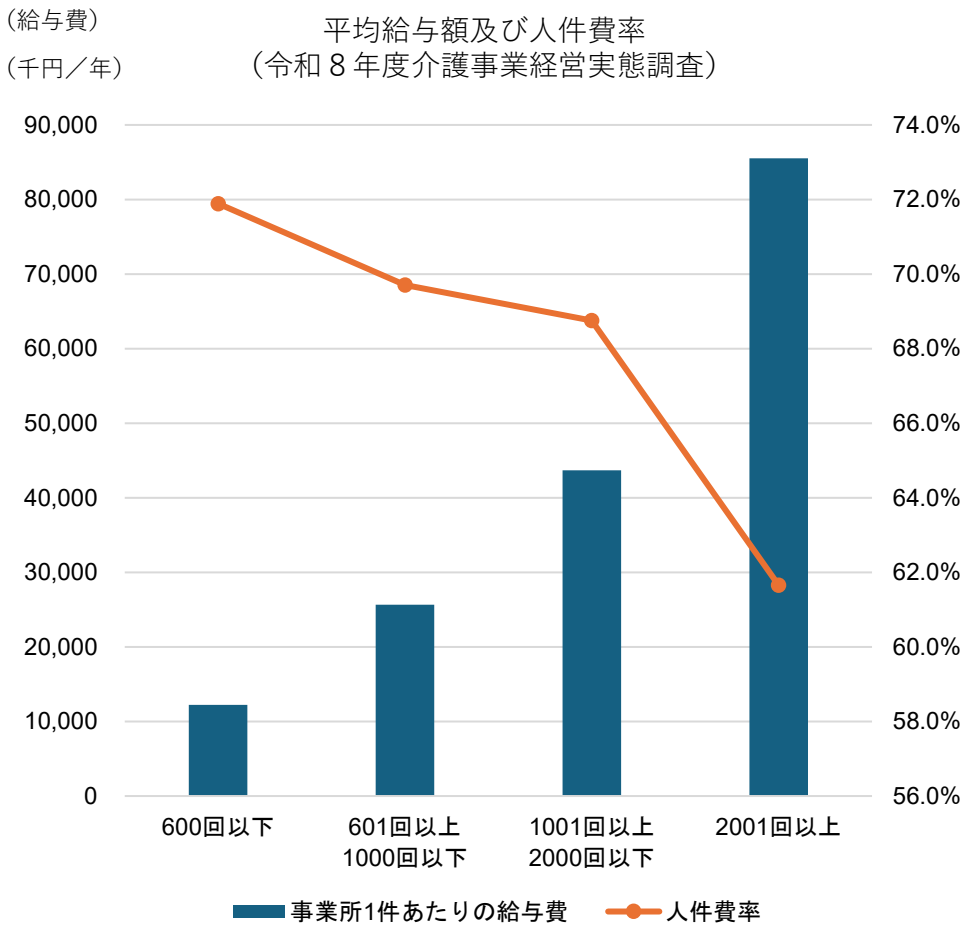

※「その他経費」については、「経費」と同額である事業所が約７割であるため、積み上げの対象から除く。

【出典】令和８年度介護事業経営実態調査（令和７年度決算）及び令和５年度介護事業経営実態調査（令和４年度決算）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

住まいの形態による訪問介護サービスの違い

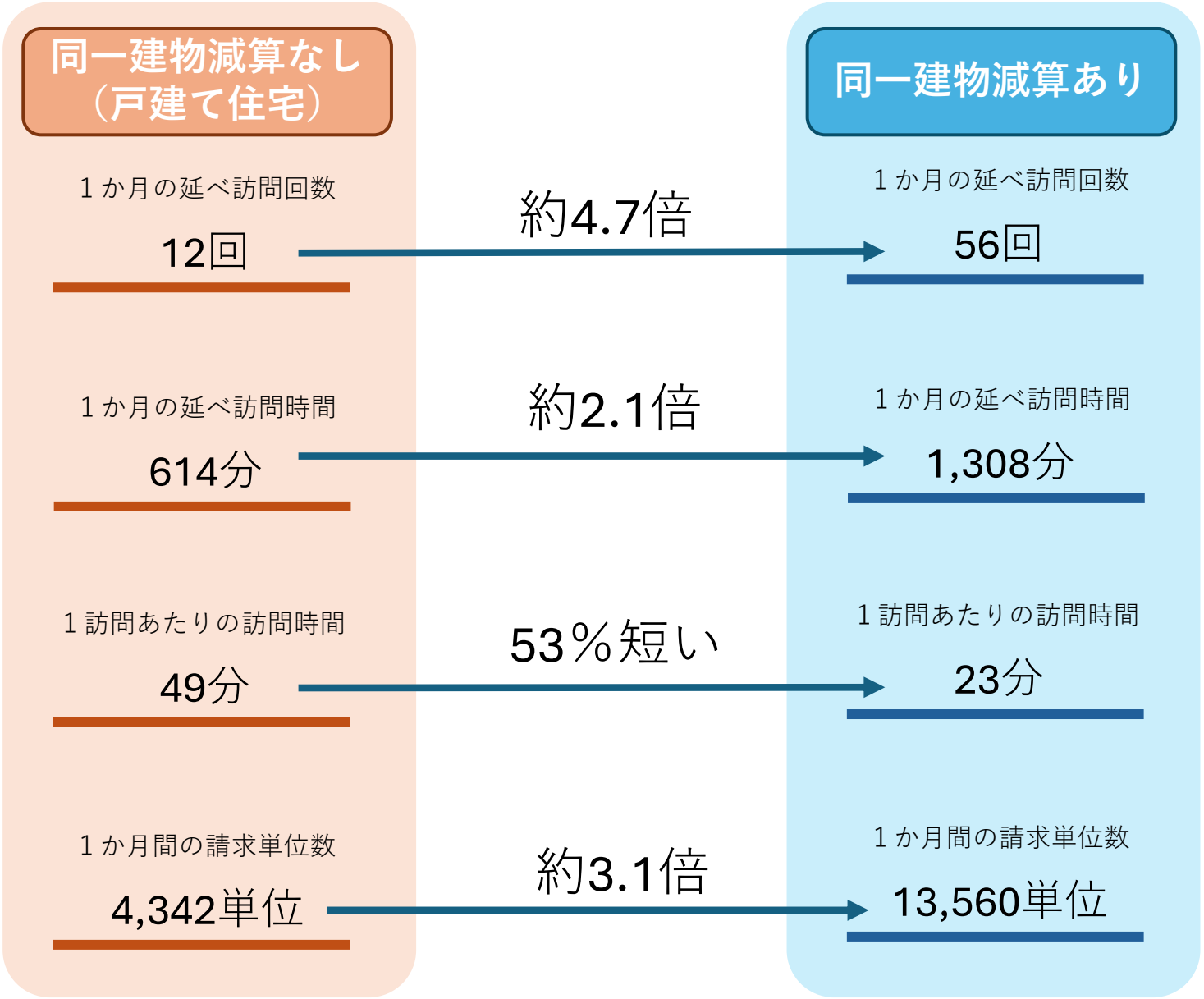

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【住まい別、住宅状況別】利用者あたりの訪問回数・訪問時間

○同一建物減算を算定している事業所では、１か月当たりの延べ訪問回数が平均56回となっており、減算なし（戸建て住宅）の12回と比較して多い。

○１か月当たりの延べ訪問時間についても、減算ありでは平均1,308分となっており、減算なし（戸建て住宅）の614分を上回っている。

１か月間の延べ訪問回数（回）

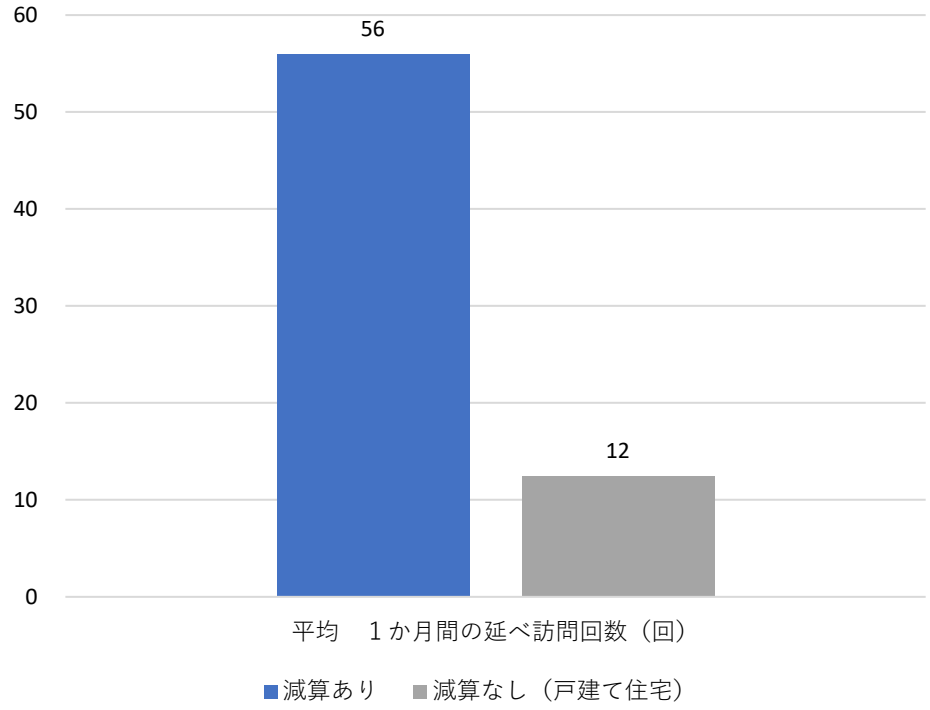

１か月間の延べ訪問時間（分）

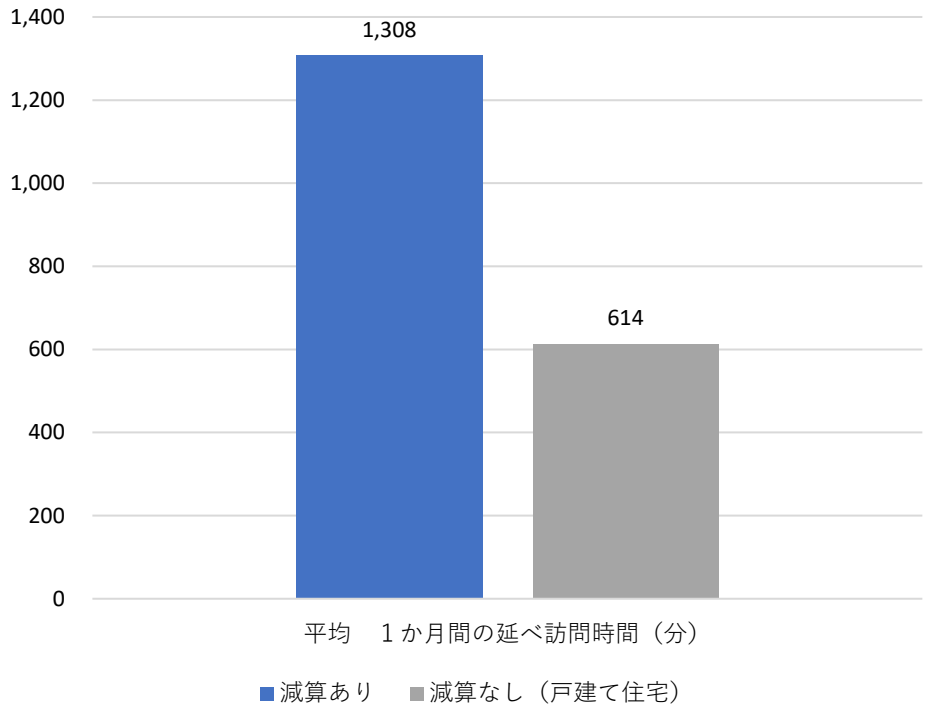

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【住まい別、住宅状況別】利用者あたりの訪問回数・請求単位数

○１訪問当たりの訪問時間は、減算ありが23分となっており、減算なし（戸建て住宅）の49分と比較して短い。
○１か月間の請求単位数は、減算ありが13,560単位となっており、減算なし（戸建て住宅）の4,342単位を大きく上回っている。

１訪問あたりの訪問時間（分）

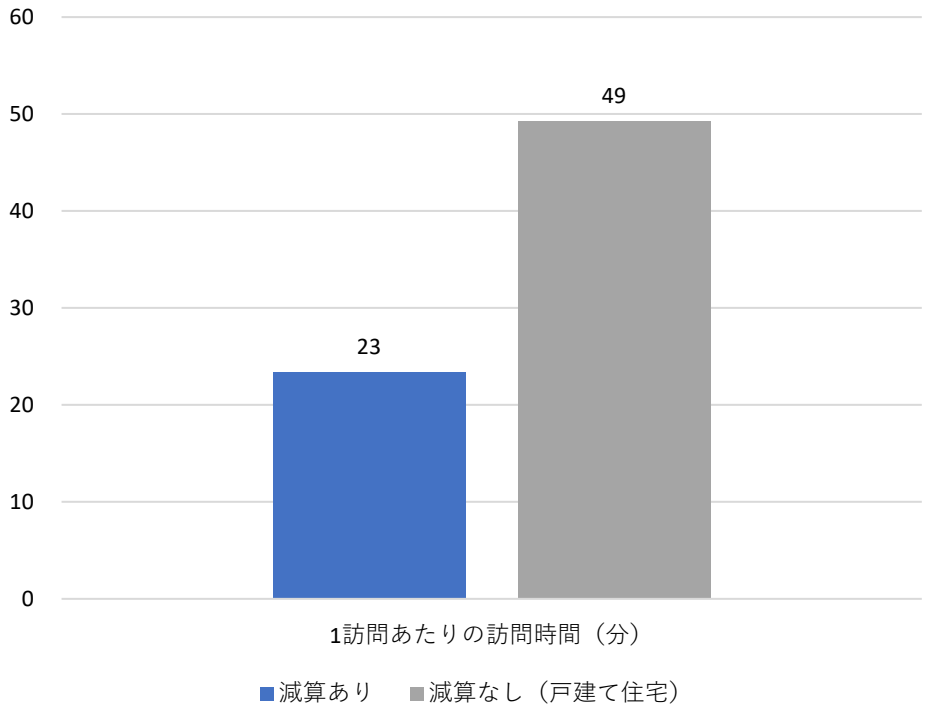

１か月間の請求単位数（単位）

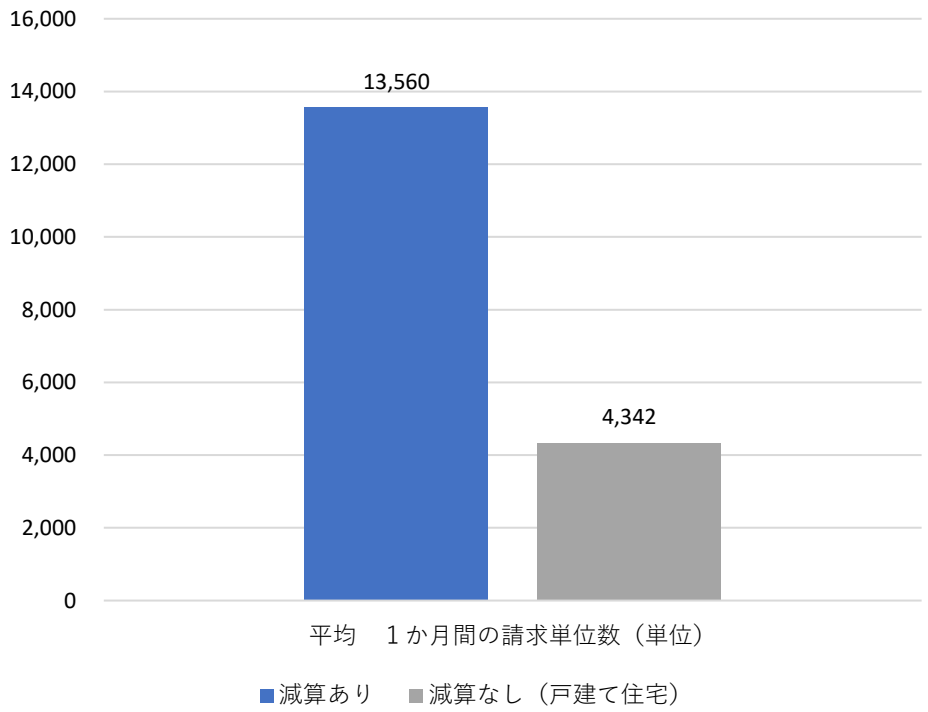

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【住まい別】移動時間・訪問回数の傾向（同一建物減算なし）

○同一建物減算を算定していない事業所では、１訪問介護員当たりの１日の総移動時間がおおむね200分以下、延べ訪問回数がおおむね10回以下の範囲に集中している。

○総移動時間によらず、延べ訪問回数が10回を超える事業所は限定的であり、１日当たりの訪問回数には一定の上限があるため、移動時間の拘束による相対的な人件費等のコスト増につながっていることが予想される。

【同一建物減算なし】１職員における平均的な１日の総移動時間（分）×延べ訪問回数（回）※令和８年７月サービス提供分

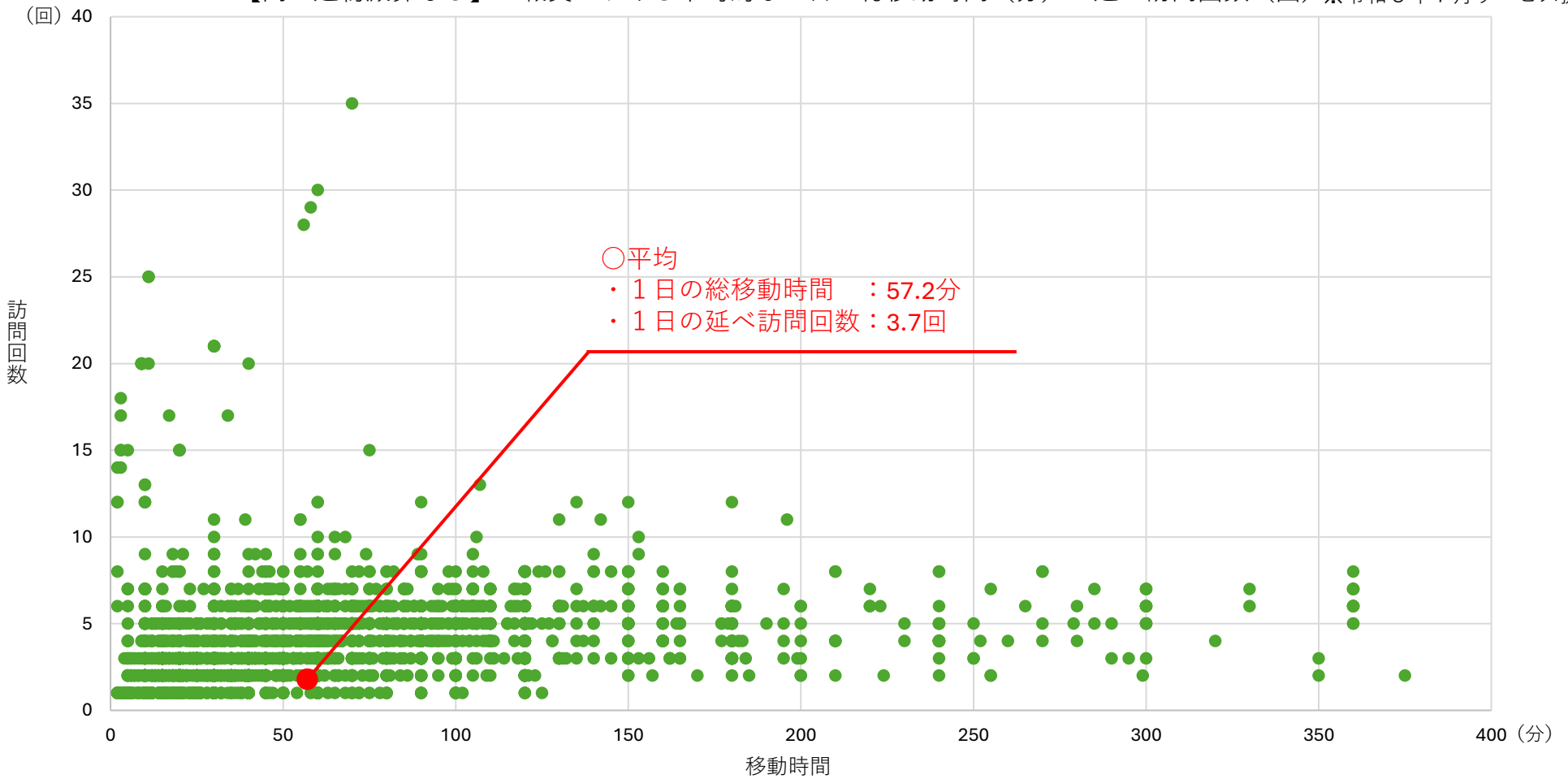

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【住まい別】移動時間・訪問回数の傾向（同一建物減算あり）

○同一建物減算を算定している事業所の場合、１訪問介護員当たりの１日の総移動時間がおおむね60分以下の事業所に集中している。

○総移動時間が短く（労働投入量が低い）、延べ訪問回数が多い（稼働率がよく生産性が高い）事業所が顕著に集中している傾向がみられる。

【同一建物減算あり】１職員における平均的な１日の総移動時間（分）×延べ訪問回数（回）※令和８年７月サービス提供分

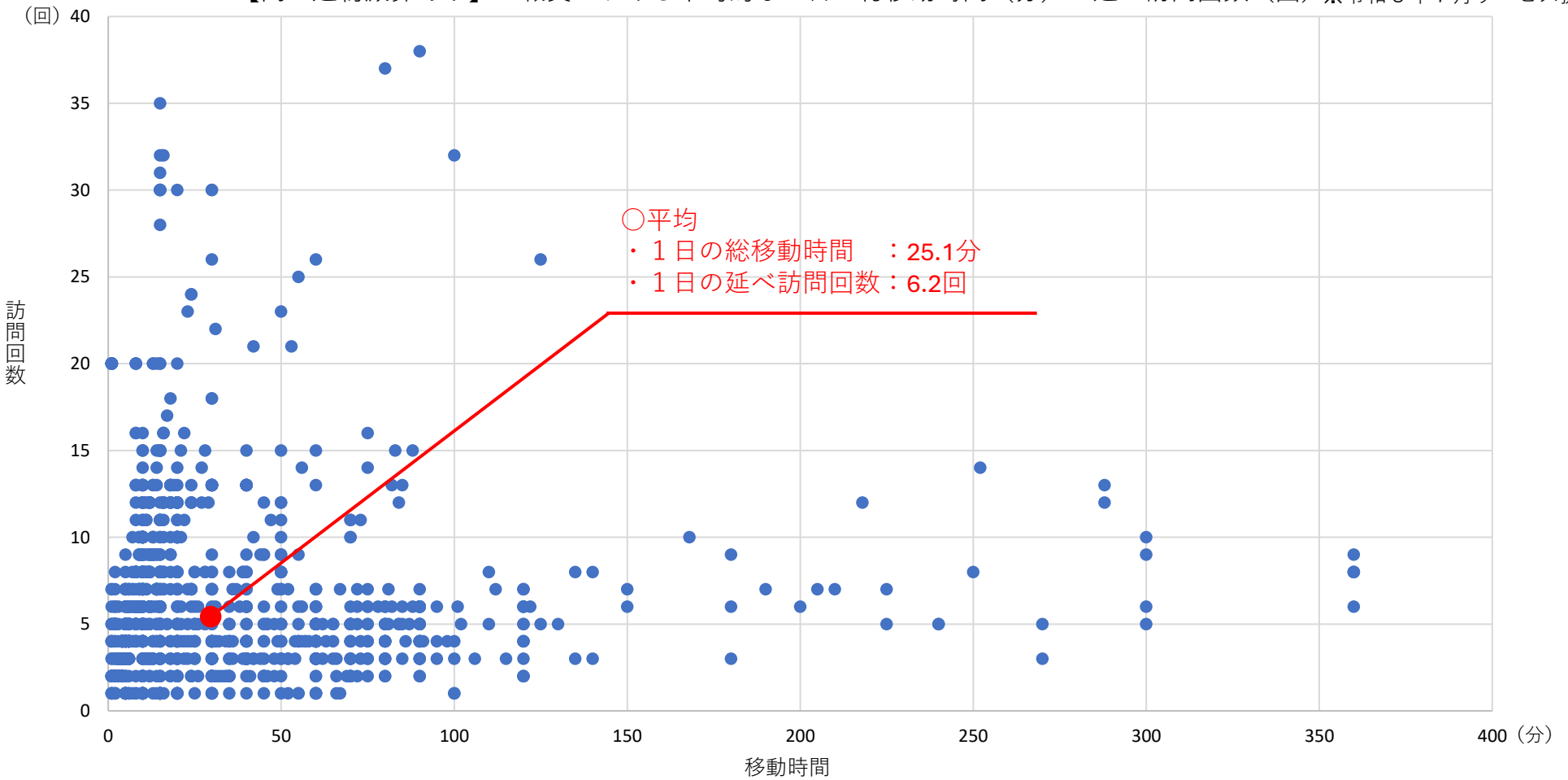

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【住まい別】同一建物減算有無ごとの利用者の居住地状況

○同一建物減算なしの利用者の居住状況をみると、戸建てが62.1%を占める一方、集合住宅や施設等が34.9%を占めており、**同一建物減算なしであっても一定数の利用者が集合住宅に居住**している。

○居住状況別の請求単位数をみると、戸建ての利用者に比べ、集合住宅・有料老人ホーム等の利用者の請求単位が大きい傾向にある。

同一建物減算なしの利用者の居住状況
※令和８年７月サービス提供分

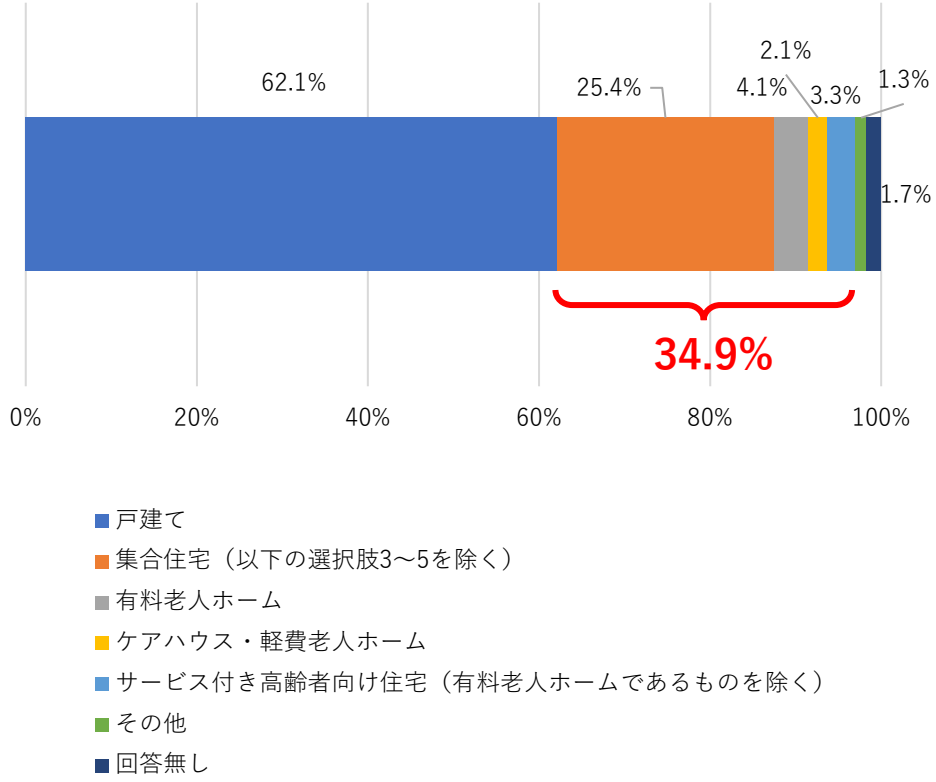

同一建物減算なしの利用者の居住状況別請求単位数／月
※令和８年７月サービス提供分

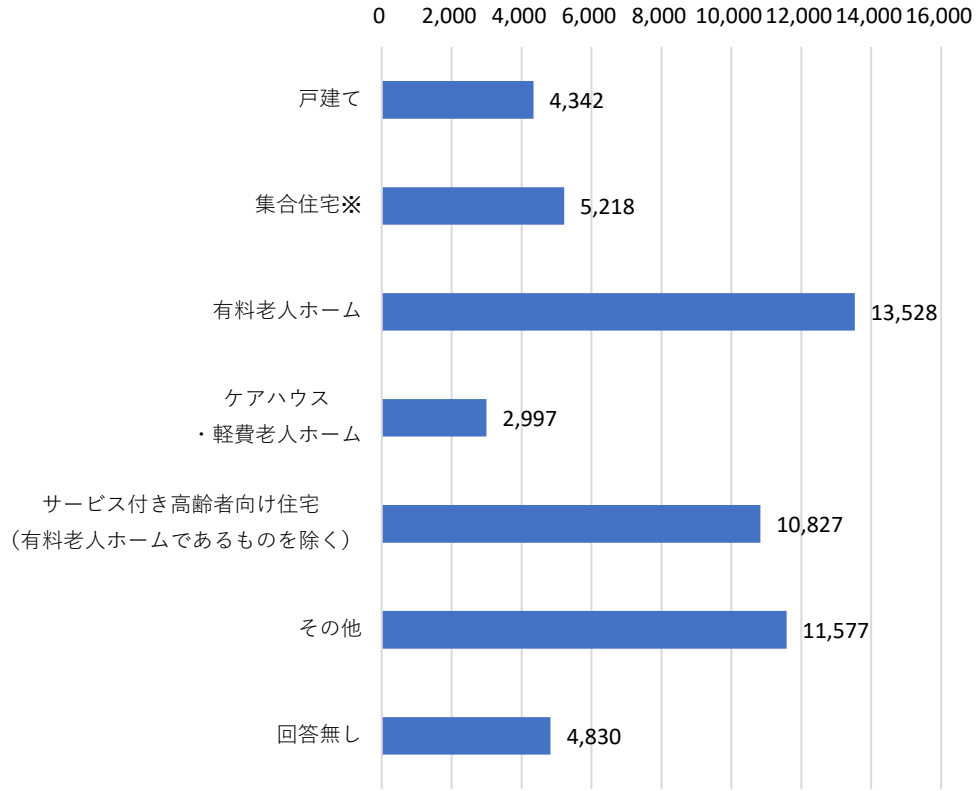

※集合住宅は有料老人ホーム、ケアハウス・軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を除く。
　サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームであるものを除く。

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【サービス提供主体別・同一建物減算別】1事業所あたりの収支状況等

○**営利法人の同一建物減算ありの事業所**は、減算なしの事業所と比較して、**収支差額は大きい一方、収支差率は低い傾向**がみられる。なお、**収支差額および収支差率**は、同一建物減算の有無にかかわらず、**営利法人の方が営利法人以外よりも大きい。**

○**同一建物減算ありの事業所**は、減算なしの事業所と比較して、営利法人・営利法人以外ともに事業所あたりの**訪問回数及び常勤換算職員数が多い。**

サービス提供主体別_同一建物減算別_収支差額及び収支差率

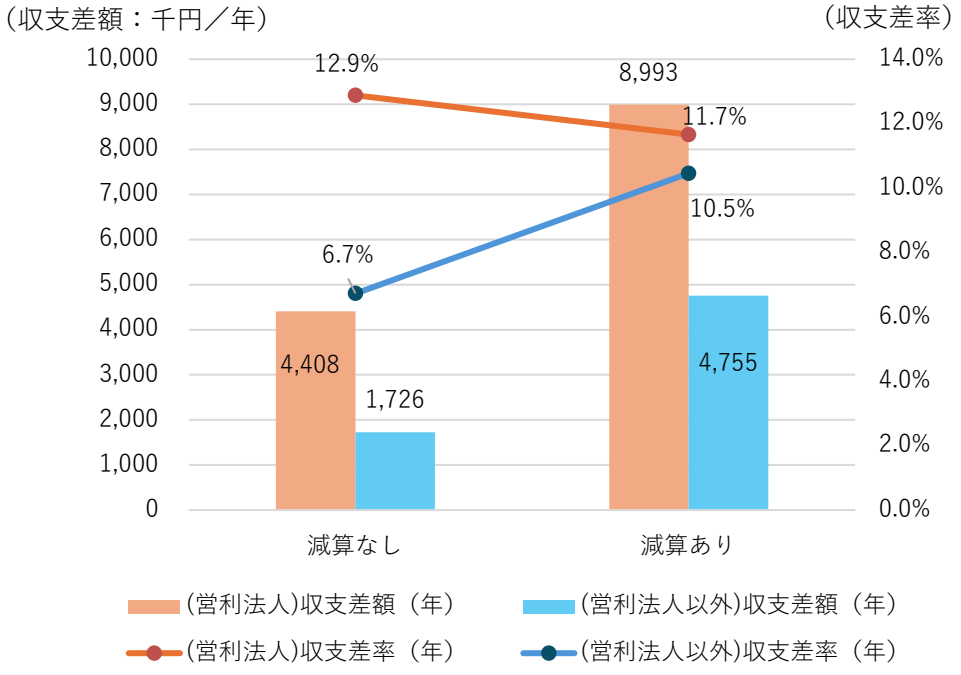

サービス提供主体別_同一建物減算別_訪問回数及び常勤換算職員数

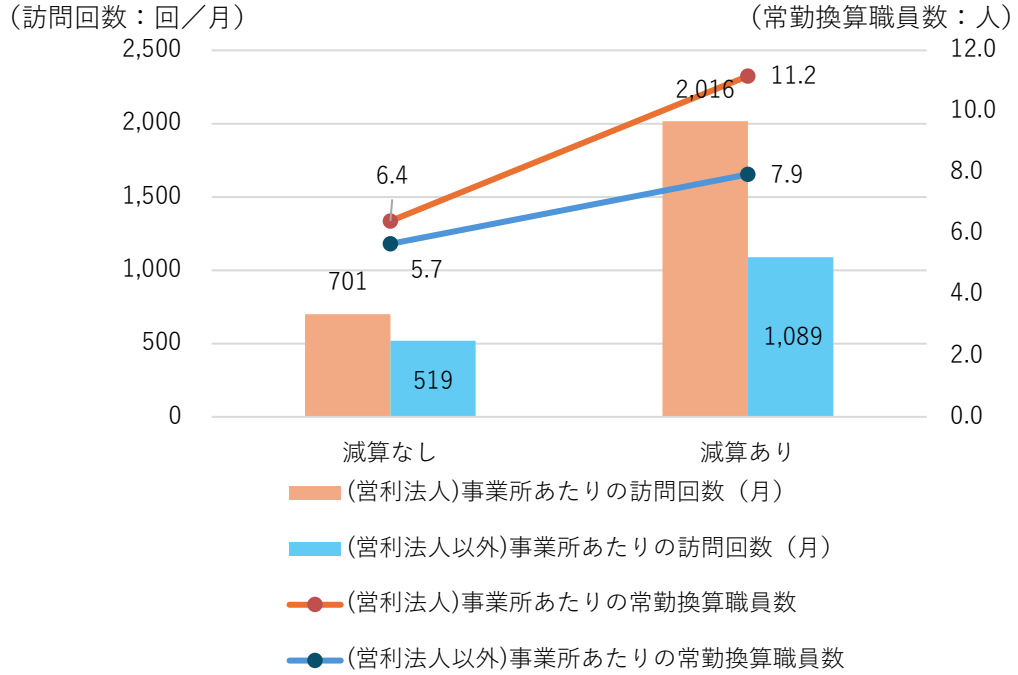

※営利法人以外については、都道府県、市区町村、広域連合・一部事務組合、社会福祉協議会、社会福祉法人（社会福祉協議会を除く）、医療法人、社団・財団法人、農業協同組合及び連合会、消費生活協同組合及び連合会、特定非営利活動法人（NPO）、その他の法人及びそれ以外

【出典】令和８年度介護事業経営実態調査（令和７年度決算）、介護保険総合データベースの任意集計（令和８年３月サービス提供分）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【集合住宅利用者割合別】利用者あたりの訪問時間・移動距離

○集合住宅居住者割合が高い事業所ほど、**事業所から利用者宅までの平均移動時間及び移動距離は短くなる**傾向がみられる。

○集合住宅居住者割合が80％以上の事業所では、移動時間は2分程度、移動距離は0.5km未満となっており、サービス提供の効率性が高いことがうかがえる。

事業所から利用者宅までの片道の移動時間（分）

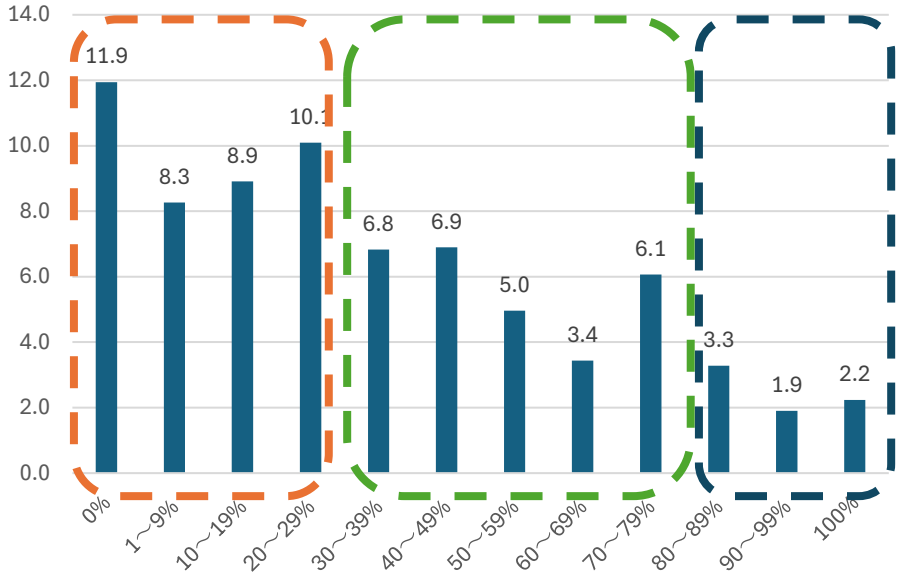

事業所から利用者宅までの片道の移動距離（km）

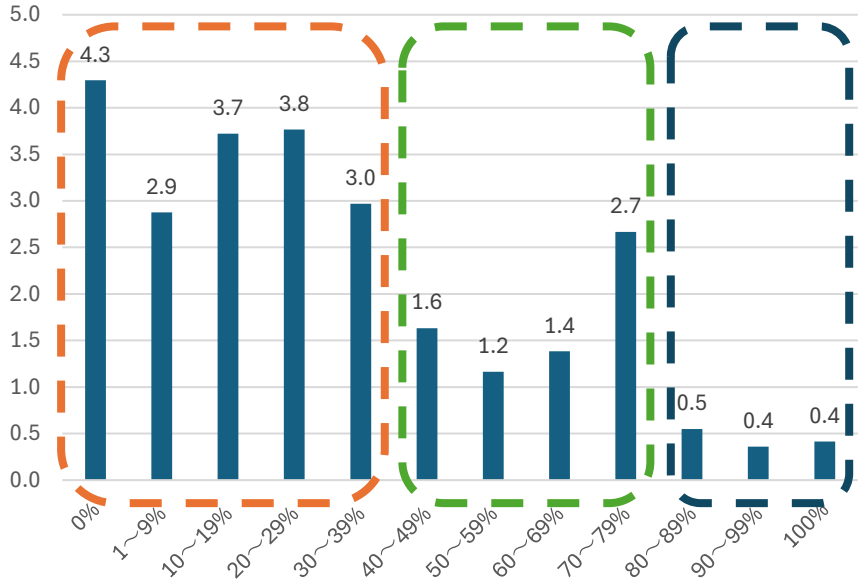

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【集合住宅利用者割合別】利用者の居住形態・事業所との位置関係

○集合住宅の利用者割合が80％以上を占める事業所では、利用者の居住形態は有料老人ホームが54.7％、サービス付き高齢者向け住宅が27.5％であり、また64.5％が事業所と同一・隣接敷地内に居住していた。

【集合住宅利用者割合別】居住形態・事業所との位置関係

問6 ③-1 令和8年7月時点の居住形態

コード	選択肢・区分	40%未満 人数	40%以上80%未満 人数	80%以上 人数	計 人数	40%未満 割合	40%以上80%未満 割合	80%以上 割合	全体 割合
1	戸建て	5,061	1,492	107	6,660	79.4%	44.0%	2.5%	47.3%
2	集合住宅（選択肢3～5を除く）	858	1,436	529	2,823	13.5%	42.3%	12.3%	20.1%
3	有料老人ホーム	48	154	2,360	2,562	0.8%	4.5%	54.7%	18.2%
4	ケアハウス・軽費老人ホーム	106	183	130	419	1.7%	5.4%	3.0%	3.0%
5	サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホームであるもの	111	112	1,186	1,409	1.7%	3.3%	27.5%	10.0%
6	その他	188	14	2	204	3.0%	0.4%	0.0%	1.4%
	有効回答計	**6,372**	**3,391**	**4,314**	**14,077**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**

問6 ④ 居住場所の事業所との位置関係

コード	選択肢・区分	40%未満 人数	40%以上80%未満 人数	80%以上 人数	計 人数	40%未満 割合	40%以上80%未満 割合	80%以上 割合	全体 割合
1	事業所と同一敷地・隣接敷地内に居住	258	264	2,806	3,328	4.1%	7.8%	64.5%	23.7%
2	上記以外に居住	6,040	3,104	1,543	10,687	95.9%	92.2%	35.5%	76.3%
	有効回答計	**6,298**	**3,368**	**4,349**	**14,015**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**

※集合住宅は有料老人ホーム、ケアハウス・軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を除く。
サービス付き高齢者向け住宅は有料老人ホームであるものを除く。

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【集合住宅利用者割合別】利用者宅までの移動距離

○集合住宅の利用者割合が80%以上を占める事業所では片道移動距離１km未満が77.0%、中央値は0.1kmである一方、集合住宅の利用者割合が40%未満の事業所では４km以上が49.9%、中央値3.8kmと、移動距離に大きな差がみられた。

【集合住宅利用者割合別】事業所から利用者宅までの片道移動距離

問6 ⑧-2 事業所から利用者宅までの片道の移動距離（km）

選択肢・区分	40%未満 人数	40%以上80%未満 人数	80%以上 人数	計 人数	40%未満 割合	40%以上80%未満 割合	80%以上 割合	全体 割合
1km未満	514	667	2,983	4,164	8.3%	20.7%	77.0%	31.3%
1km以上2km未満	874	618	218	1,710	14.1%	19.1%	5.6%	12.8%
2km以上3km未満	943	563	171	1,677	15.2%	17.4%	4.4%	12.6%
3km以上4km未満	811	419	93	1,323	13.1%	13.0%	2.4%	9.9%
4km以上	3,064	963	410	4,437	49.4%	29.8%	10.6%	33.3%
有効回答計	**6,206**	**3,230**	**3,875**	**13,311**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**
中央値（km/人）	**3.8**	**2.3**	**0.1**	**2.1**				

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【集合住宅利用者割合別】1か月の延べ訪問回数

○集合住宅の利用者割合が80％以上を占める事業所では１か月の延べ訪問回数20回以上が72.2％、中央値は55.0回で、集合住宅の利用者割合が40％未満の事業所の中央値9.0回の約６倍となっていた。

【集合住宅利用者割合別】1か月間の延べ訪問回数

問6 ⑧-5 1か月間の延べ訪問回数（回）

選択肢・区分	40%未満 人数	40%以上80%未満 人数	80%以上 人数	計 人数	40%未満 割合	40%以上80%未満 割合	80%以上 割合	全体 割合
4回以下	1,455	745	228	2,428	23.2%	22.7%	5.6%	17.8%
5～9回	2,172	1,156	413	3,741	34.6%	35.2%	10.1%	27.4%
10～14回	1,012	534	312	1,858	16.1%	16.3%	7.7%	13.6%
15～19回	445	209	178	832	7.1%	6.4%	4.4%	6.1%
20回以上	1,187	640	2,944	4,771	18.9%	19.5%	72.2%	35.0%
有効回答計	**6,271**	**3,284**	**4,075**	**13,630**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**
中央値（回/人・月）	**9.0**	**9.0**	**55.0**	**12.0**				

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

【集合住宅利用者割合別】要介護度・認知症高齢者の日常生活自立度

○集合住宅の利用者割合が80％以上の事業所では、要介護５の利用者割合が18.3％（全体10.4％）、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲa以上の利用者割合が41.4％（全体26.5％）となっており、重度者及び認知症高齢者の受入割合が高い。

【集合住宅利用者割合別】要介護度・認知症高齢者の日常生活自立度

問6 ①-1 要介護度（令和8年7月時点）

コード	選択肢・区分	40%未満 人数	40%以上80%未満 人数	80%以上 人数	計 人数	40%未満 割合	40%以上80%未満 割合	80%以上 割合	全体 割合
1	要介護1	2,416	1,188	890	4,494	38.0%	35.0%	20.3%	31.8%
2	要介護2	1,949	1,116	926	3,991	30.6%	32.8%	21.2%	28.2%
3	要介護3	960	537	872	2,369	15.1%	15.8%	19.9%	16.8%
4	要介護4	610	319	890	1,819	9.6%	9.4%	20.3%	12.9%
5	要介護5	431	238	799	1,468	6.8%	7.0%	18.3%	10.4%
	有効回答計	**6,366**	**3,398**	**4,377**	**14,141**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**

問6 ①-2 認知症高齢者の日常生活自立度

コード	選択肢・区分	40%未満 人数	40%以上80%未満 人数	80%以上 人数	計 人数	40%未満 割合	40%以上80%未満 割合	80%以上 割合	全体 割合
1	Ⅰ	1,631	925	554	3,110	35.5%	37.7%	16.3%	29.7%
2	Ⅱa	1,051	636	633	2,320	22.9%	25.9%	18.6%	22.2%
3	Ⅱb	990	471	807	2,268	21.5%	19.2%	23.7%	21.7%
4	Ⅲa	539	247	652	1,438	11.7%	10.1%	19.2%	13.8%
5	Ⅲb	190	81	282	553	4.1%	3.3%	8.3%	5.3%
6	Ⅳ	153	60	347	560	3.3%	2.4%	10.2%	5.4%
7	M	45	35	125	205	1.0%	1.4%	3.7%	2.0%
	有効回答計	**4,599**	**2,455**	**3,400**	**10,454**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**	**100.0%**

【出典】令和８年度老人保健健康増進等事業「訪問介護サービスの提供形態に応じた評価のあり方に関する調査研究事業」（株式会社NTTデータ経営研究所）より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

論点　訪問介護における住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について

論 点

（訪問介護における住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について）

■　訪問回数の増加に伴い、収支差率は高くなる傾向があり、訪問回数2,001回以上の事業所における収支差額でみると、１事業所あたりの年間平均収益は約1,800万円を超えている。特に、常勤換算職員１人あたりの収入及び訪問回数は、同一建物減算の有無にかかわらず事業所規模の拡大に伴い増加する傾向にあるため、同一建物減算の適用ありの事業所は、減算適用なしの事業所と比較して、常勤換算職員１人あたりの収入が高く、全体平均では約150万円高い状況である。

■　移動時間と訪問回数の関係をみると、同一建物減算を算定している事業所では短い移動時間で多くの利用者へサービス提供を行う事業所がみられる一方、減算算定していない事業所は移動時間が広く分散しており、利用者宅間の移動にかかる人件費や交通費等のコストが発生し、１日に訪問できる回数や利用者数にも一定の限界がある。訪問回数も相対的に少ない傾向がみられるなど、両者では事業運営の特性が大きく異なっている。

■　さらに、車両燃料費、車両関係費、駐車場代及び公共交通機関による移動交通費のいずれについても、減算算定していない事業所の方が高く、移動に伴う負担が事業運営に与える影響は大きいものとなっている。

■　上記のほか、集合住宅居住者の利用割合が高い事業所ほど、事業所から利用者宅までの平均移動時間及び移動距離が短い傾向が顕著に見られ、特に、集合住宅居住者の割合が80％以上の事業所では、移動時間は2分程度、移動距離は0.5km未満となっており、経営の安定性が高いことがうかがえる。

■　このように、サービス提供形態によって訪問効率や移動コスト、人件費負担、収支構造に大きな違いがみられることから、現行の同一建物減算の仕組みにおいて、こうした事業所間の特性の差が十分に反映できているか検討する必要があるのではないか。

■　また、報酬設定に当たっては、訪問回数（事業所規模）や集合住宅居住者割合に応じて、事業所の収支構造や訪問効率の違いをより適切に反映できる仕組みとすることについて、どのように考えるか。

論点　訪問介護における住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について

対応案

（訪問介護における住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について）

■　集合住宅居住者へのサービス提供については、訪問効率の向上により経営の安定性が図られており、戸建てへの訪問サービスとは同一の訪問介護であっても事業運営の実態が大きく異なるため、単一の報酬区分ではなく、事業所の特性をよりきめ細かく反映した新たな報酬区分を設定することとしてはどうか。

■　具体的には、同一建物等居住者への訪問サービスについて、現行の減算の仕組みを廃止し、訪問回数（事業所規模）に応じて報酬単価が逓減する仕組みとしてはどうか。また、同一建物等居住者の利用割合が高い場合は、事業所から利用者宅までの平均移動時間及び移動距離も短いことも勘案した設定にしてはどうか。

■　その際、１か月あたり延べ訪問回数が小規模な事業所は収支が不安定であることを配慮することに加え、同一法人・グループなどの関係にある事業所同士で合算した訪問回数が一定以上の法人についてはいわゆる「囲い込み」防止の観点も考慮したうえ、適切な評価となるよう報酬単価の逓減方法を検討してはどうか。

■　併せて、住まい形態に着目した報酬単価の逓減だけではなく、特定事業所加算（Ⅰ）（Ⅲ）の算定に必要な重度要介護者等対応要件も例に、効率的なサービス提供を行いつつ、要介護度や認知症日常生活自立度における中重度者を受け入れて質の高い手厚いサービスを提供している事業所の取組を評価する観点から、新たな加算を設定することを検討してはどうか。

■　同一建物等居住者の定義について、事業所と同一敷地または隣接する敷地以外の範囲に所在する建物（有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅以外の集合住宅も含む）に居住する場合、同一の建物に居住する利用者数を現行の「20人以上」から引き下げるとともに、同一敷地内または隣接する敷地内の居住者はその全ての利用者に対して新たな報酬区分を適用することとしてはどうか。

■　住まい形態に応じた報酬設定にあたり、現行の報酬単価から逓減した差額については、現行の同一建物減算と同様に、区分支給限度基準額の枠外（区分支給限度基準額から現行の報酬単価との差額分を除いた額を限度額とする）としてはどうか。

論点　訪問介護における住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について

対応案

（訪問介護における住まいの形態に合わせたサービス提供に係る報酬の在り方について（続き））

■　戸建てへのサービス提供については、利用者宅間の移動にかかる人件費等のコストがかかることにより、一人あたりの労働生産性が低く、職員を雇用する場合の人件費負担が相対的に重いため人員の追加配置や確保に限界があり、一定の収支額を確保する必要がある。こうした実態を考慮した適切な評価を検討する際、メリハリのある報酬単価の設定を検討することとしてはどうか。